

## ジョン・ロックの教育論(続)

—身体鍛練論と身体観との関係について—

唐 木 國 彦

はじめに

本稿は、拙稿「ジョン・ロックの教育論——レクリエーションの機能を中心として——」<sup>(1)</sup>(以下「レクリエーションの機能」と略す。)からの継続研究として、ロックの身体鍛練論<sup>(2)</sup>とその根底にある身体観との関係について論じるものである。

周知のごとく、ロックの『教育に関する若干の考想』(以下『教育論』と略す。)では、冒頭の三十節が身体の健康とそれをもたらす鍛練の方法とについてあてられている。<sup>(3)</sup>そこにロックが提示する健康と体力とに満ちあふれた紳士階級(Gentry)の姿は、当時のイギリスのみ

ならずヨーロッパ大陸にまで大きな影響を与えた。<sup>(4)</sup>歴史家トウニーは、『教育論』がフランスに紹介されたときの状況をつぎのように評している。「貴族でも官僚でもなく、たんなる「善良なブルジョア(don bourgeois)」にすぎないイギリス・ジェントリの勝はこった歩みは、一六九五年のコスト氏<sup>(5)</sup>には、島国のたくましき(insular dynamic)の証拠であるようにみえた<sup>(6)</sup>」。身体の鍛練を紳士教育の重要な部分として考え、「魂(Soul)、あるいは理性のみに気をとられていた人々よりも、身体にたいしてヨリ多くの注意を払った<sup>(7)</sup>」点において、『教育論』は、「イギリス紳士教育論のエッセンスを結集した<sup>(8)</sup>」ものとして評価できよう。

しかし、『教育論』の鍛練論にたいして、もう一つの重要な指摘と評価とがあることを忘れてはならない。ラスキによれば、『教育論』の鍛練は、紳士階級が「国事においてであれ、私的な業務の経営においてであれ、支配のための能力」をつけることを意図し、彼らが「勝ち得た力の均衡(equilibrium)を維持するため」の目的をもつ、とされる。ラスキがこのような評価をくだすのは、後に詳論するように、『教育論』の公刊四年後、ロック自らの手で、いわば「貧民教育論」とも呼ばれるべき「労働学校」(案)が起草された事実があるからである。ラスキは、ロックが紳士教育と貧民教育との同時並行的な試案をもち、前者には支配の能力を、後者には服従の能力を期待していた、と指摘しているのである。

一般的に、身体を鍛練し、健康と体力とを得ることは、「人生における困難一般にたえる力」をつける意味において、あらゆるものの基礎に置かれるべきもの、と考えられている。しかし、それは、たんに個人の身体を抽象化・一般化した場合だけにいえることである。その個人が具体的な社会関係の中に置かれるとき、「困難一般にたえる力」は、ヨリ具体性をもってこざるをえない。ラ

スキの指摘は、この点でロックの鍛練論に再評価を加える必要を示唆している。

そこで、本稿では、まず『教育論』において、きわめて一般的に述べられている鍛練論が、いかに紳士階級の現実的な課題と深く結びついていたかを検討する。つきに、上の鍛練論が「労働学校」でどのように適用されたかを検討する。そして、最後に、『教育論』と「労働学校」との間に相違する鍛練方法がそれぞれいかなる身体観に支えられているかを明らかにする。

ただし、『教育論』以外のロックの諸著作は、従来から体育学の観点で検討される機会が少なかったので、本稿では、やむをえず、体育学研究の外からロック研究の成果を借りてこざるをえなかった。もし本稿に引用あるいは解釈上の誤りがあれば、このような理由を御承知の上、示唆、鞭撻をいただきたい。

(1) 一橋論叢、第六十二巻、第三号、二八―五一ページに所収。ここで検討されたのは、『教育論』に一貫するロックの教育原理とレクリエーションとの関係についてであった。この関係がいかなる社会的・歴史的背景をもつかについては、「紳士階級とレクリエーションとの関係」、「イングラントの初期資本主義時代において、労働とレクリエーション

とが身体観の中でどのような関連を与えられていたか(同上、五一ページ参照。)等々の問題として残されていた。

本稿では、それらのうち、レクリエイションの身体鍛練の側面に焦点をしぼり、その社会的・歴史的背景を検討した。

なお、主たるテキストである『教育論』(John Locke, 'Some Thoughts concerning Education', 1693.) は、前回「二八ページ注(一)」で示した事情から、マックスウェル編『ジョン・ロックの教育著作』(The Educational Writings of John Locke, A critical edition with introduction and notes by James L. Axtell. Cambridge, University Press, 1968.) を用いて引用文の節々をドイツ語に訳し直した。

(2) 同じく「身体鍛練」の用語を用いるのは、ロックの「身体を苦難にやそへ鍛練せしむる (Having Body exercised with hardships)」(ibid., § 107, p. 210.) の語彙表を参照したためである。

なお、ヴァン・ダレン (Van Dalen, D. B.) の「ミッチェル (Mitchell, E. D.) の「ベネット (Bennett, B. L.) は、ロックの体育思想を「訓練主義 (Disciplinarianism)」である」という (Van Dalen, Deobold B, Mitchell, Elmer D., and Bennett, Bruce L., 'A World History of Physical Education, cultural, philosophical, comparative.' New York, 1953. p. 192.)。

(3) 従来「この三十節だけが体育学研究の対象とされてき

た(たとえば、江橋慎四郎、猪飼道夫『体育の科学的基礎』東洋館出版社、昭和四十年、八ページ以下)。しかし、本稿で後に指摘するように、ロックの身体鍛練論は、すぐれて階級的な視点から論じられている。これは、『教育論』全体の中に彼の身体鍛練論を位置づけてはじめて明確にせられるのである。

(4) ロックの『教育論』の影響がルソーと博愛主義者たちとを通じ、多かれ少なかれ「新時代の教育学と教授学」の基礎となったことは、ロック研究の定説となつてゐる (cf. Fechner, Eduard, John Locke, ein Bild aus den geistigen Kämpfen Englands im 17. Jahrhundert. Stuttgart, 1898. SS. 210—211.)。

(5) Pierre Coste (1668—1747) は、『教育論』の最初の外国語翻訳者である。(De l'éducation des Enfants, Traduit de l'Anglois par P [ierre] C [oste].) Amsterdam, Antoine Schelte, 1695.) 十八世紀のヨーロッパは彼の翻訳が最も広く読まれたイタリア語版 (1735) は、彼のフランス語版をテキストとして用いる (Axtell, op. cit., p. 96.)。

(6) Tawney, R. Henry, 'The Rise of Gentry, 1553—1640,' The Economic History Review, Vol. XI. No. 1. 1941. pp. 1—38.

なお、本稿の引用文は、浜林正夫訳『シェントリの勃興』未来社、一九五七年、七ページによつた。

(7) op. cit., Van Dalen and others, p. 192.

(8) 梅根悟『西洋教育思想史』第一巻「紳士教育論の時代」誠文堂新光社、昭和四十三年、二六九ページ。ここで梅根氏は、ロックの『教育論』が「非政治的で非政策的な教育論であるということにおいておのずから名譽革命における教育問題の扱い方について原理的なものを示唆している」(同上書、二六九ページ)とのべているが、少なくとも身体鍛練に関するかぎり、そのような評価には、後に本文で明らかにする諸問題が看過されている、と考える。

(9) (10) Laski, Harold, 'The Rise of European Liberalism, an essay in interpretation', London, 1936, p. 91.

(11) この「労働学校」(案)は、Board of Trade Papers, Journal B, pp. 170, 242—245, 250, 255, 263—269, 275, 278, 285, 316, 326, 348—355 に所収されており、その字「John」Fox Bourne, H. R., 'The Life of John Locke, in two volumes, New York, 1876. Vol. II, pp. 377—390. がある。なお、その内容および背景について、本文五六ページに詳論する。

(12) 水野忠文『体育思想史序説』世界書院、昭和四十二年、八八ページ(第II部第七章第三節「ロックの体育思想」)。水野氏は、ここで、ロックの鍛練論を「プラトニックな体育観」への回帰である、とみている。しかし、回帰の理由については、何ら触れていない。

(13) 教育学では、労働と教育との関係をめぐって同様の問題について論争があった(梅根悟『新教育への道』誠文堂新光社、昭和二十三年、第四版、八八—八九ページ、および矢川徳光『新教育への批判——反コア・カリキュラム論——』刀江書房、一九五〇年、を参照)。この論争は、ロックの『教育論』に含まれる「ブルジョアのリベラリズム」をどう評価するか論争でもあった。教育学では、城丸章夫氏が『現代教育学、第十四巻』岩波、一九六二年、六ページ以下で同様の観点からロックの鍛練論を扱っている。

### 『教育論』における身体鍛練方法

ロックが身体の鍛練を重視した理由としては、彼自身、晩年病弱であったこと<sup>(1)</sup>、および若年から医学の研究と経験とを積んでいたこと<sup>(2)</sup>があげられる。『教育論』における鍛練の主要方法は、とくに後者の理由に関連して彼の医学観に負うところが大きい。

彼の医学観は、未定稿『医学についで』(De Arte Medica, 1669)<sup>(3)</sup>において端的に示されている。ロックがそこで最も強調しているのは、自然を観察することの重要性である。ロックによれば、当時の医学は、「大自然の作用 (operation of nature) と諸事物の成行き (event

of things)とを觀察すること」に重点が置かれていたのではなく、むしろ「ある仮説を想定し、確証のための基礎をその仮説の上に置く」方法がとられていた。これにたいして、ロックは、過去において「真の認識は、まず現世 (world) において、経験と理性的な作業とによって発達した」(傍点は引用者。以下同意。)という事実を認め、「諸学派の格率によりも自然の働きについて時間と思考とをあてる者」こそ真の認識に到達できる、との立場をとる。このような批判と反省の上に立ち、彼は、医学が自然の觀察に基づかなければならないことを強調する。これは、ロックが医学を自然科学、あるいは科学技術として把握していることを示すものである。<sup>(8)</sup> その結果、彼が到達した結論は、「自然は、一般に人為 (Art) の助力なしで治療を行なう」という医学観であった。このロックの医学観は、ベイコンの「自然は、それに従うことよってのみ征服されうる (commanded)」<sup>(10)</sup> とする思想と「基調において極めて共通している」とみることができよう。<sup>(11)</sup>

『教育論』における身体鍛練の方法は、このような彼の医学観を更に展開させたところにある。すなわち、彼

は、身体という内部環境としての自然とそれをとりまく外部環境としての自然の両者を觀察し、それらの法則に従うことにより鍛練を行なおうとする。

まず第一は、身体に内在する自然の法則に従って鍛練する方法である。ロックは、先に拙稿「レクリエーションの機能」でみたように、欲求を(一)自然から生じる欲求と(二)空想から生じる欲求とに分類し、被教育者には(三)空想から生じる欲求を(ただし、レクリエーションの欲求を除いて)厳しく抑制するよう求めた。<sup>(12)</sup> 身体鍛練においてもまた、この原則が貫かれる。

ロックは、ほとんどの子どもたちの体質が両親の「甘やかしと気のつかいすぎとによって、台なしにされているか、あるいは少なくとも害されているかのどちらかである (either spoiled, or at least harmed, by Cockerling and Tenderness)」<sup>(13)</sup> 事実を指摘し、そのような養育方法を中止することが身体の鍛練になる、としている。

自然としての身体は、それ自体の法則によって「病氣や傷の苦痛、飢え、渇き、寒さから生じる苦痛、睡眠不足、労働で疲労した身体の部分の休養・休息の必要」<sup>(14)</sup> から欲求を持つ。これらは、必ず充足させねばならない必

要最低限の欲求であって、「自然から生じる欲求」である。ところが、「甘やかしと気のつかいすぎ」は、これら以外の欲求、すなわち「空想から生じる欲求」を充足させている行為に他ならない。

したがって、ロックは、「空想から生じる欲求」を許す養育方法を排し、「自然から生じる欲求」のみに身体を従わせるため、厚着と暖房の禁止<sup>(16)</sup>、毎日冷水で足を洗わせる<sup>(16)</sup>、寝台を硬くしておく<sup>(17)</sup>等の方法を推奨する。これらにより、従来から過剰な保護を受け、かえって軟弱にされてきた身体は、少なくとも「台なし」にされる事態を防止する意味において鍛練されるのである。

また、ロックは、子どもの身体に内在する自然の成長力に注目する。当時、紳士階級の子弟は、窮屈な着衣、あるいはコルセット(ボディス)により身体を固くしめつけられていた。ロックによれば、これらは、「ほっそりとした腰となよやかな姿体とをつくる方法」<sup>(18)</sup>であり、「子どもたちを台なしにするために一層効果的に役立っているにすぎない」<sup>(19)</sup>のであった。いわば、これらは、自然の成長法則を人為的に調整しているのである。ところが、「自然は、われわれが手を加えるよりもずっとうまく、

そして正確に、ひとりでやってのける」<sup>(20)</sup>のであるから、そのような人為を排することこそ自然としての身体に成長の余地を与えることになる。子どもの身体に健康と体力とを期待する者にとっては、「子どもをまったく自然にゆだねる方がヨリ安全」<sup>(21)</sup>であり、ヨリ確実にその目標が達せられるのである。

このようなロックの鍛練方法は、人為を排して「自然に従う」という点において、消極的鍛練方法といえる。しかし、紳士階級にとっては、この厳格かつ合理的な方法は、積極的意義を持った。

「ジェントルマンとはジェントルマンらしく金を使う人のこと」<sup>(22)</sup>であって、「肉体労働をせずに怠けて暮すことができ、ジェントルマンらしい風采をし紋章や門印をつけている人」<sup>(23)</sup>。これが「善良なブルジョア」と呼ばれた紳士階級にたいするもう一方の呼び名であった。先の鍛練方法は、こうした紳士階級がその子弟を「ありあまれる遺産の豊満さと安逸の中で一生を寝て過させよう」<sup>(24)</sup>とする風潮にたいして警鐘を打ち鳴らすところとなった。ロックは、王政復古時代における紳士階級の道徳的退廃と墮落の傾向にたいし、絶えず非難を加えていた。<sup>(25)</sup> だか

ら、自然の法則のみを唯一の法則とし、それに身体を従わせることは、健康と体力とを増強する鍛練になるばかりでなく、旧来の奢侈と虚栄とから自由な次代の紳士階級を育成する、という積極的な意義を含んでいた。

ロックが紳士階級の子弟にこのような鍛練を課すのは、彼自身も弁明しているように、たんにストア主義を志向し過去へ回帰するためではなかった。<sup>(26)</sup> 十八世紀へ向ってのイギリスの産業構造の変化を鋭く見通していたからであった。紳士階級は、もはや「自分の生きている時代のことを少しも考えず」<sup>(27)</sup> に安逸の中にいることができ難くなっていた。『教育論』の対象となった紳士階級は、主として地代に財政を依存する地方地主であった。トウニ<sup>(28)</sup> ーによれば、こうした地方地主たちは、一般的にみて、従来の慣習地代のみ依存する財政から、商業、工業、金融業に財政を求め「全国的にひろがりつつある産業化のなかで、ますます個人主義化しつつあった商業社会」<sup>(28)</sup> にたいして、何らかの適応策をとらざるをえなくなっていた。こうした背景のもとに、ロックは、紳士階級の子弟を「実直な小作人や裕福なヨーマンがその子どもを扱うように」<sup>(29)</sup> 強健な身体を鍛練し、来たるべき商業社会に

耐えて適応できる「実務家 (Man of Business)」を育成しよう<sup>(30)</sup> と意図したのである。

ロックの見通した商業社会は、その市場の規模こそ違え、約一世紀半後、H・スペンサーが指摘する「苛烈な競争 (intense competition)」の社会である。すなわち、「すべての事業と職業とにおいて、前時代より苛烈な競争がごとごとくの成人の体力と能力に重荷を負わせ」、「苛烈な競争の下で自分の位置を保つよう青少年を準備させるため……従来よりも嚴重な鍛練に支配」<sup>(31)</sup> されなければ適応できない社会であり、「人生における成功が知識 (information) よりも活動力 (energy) にかかっている」<sup>(32)</sup> 社会である。

したがって、第一の自然の法則にのみ従う消極的鍛練方法は、イギリス社会が封建的土地所有の残滓を伴うブルジョワ社会から離脱して、新たに商業社会への歩を進めつつあるとき、紳士階級の子弟の身体を奢侈、虚栄、無知に基づく旧習と人為とから自由にし、来たるべき商業社会の「苛烈な競争」を主導していける身体的能力を育成する方法である、といえる。

『教育論』における身体鍛練の第二の方法は、自然の

法則のみに従う、いわば動物的人間を「理性的人間」と鍛練する方法である。

ロックによれば、人間は、自然としての身体の法則に逆らう状態に置かれるとき、「どんなに心だてのよい人でも不快感を覚えないわけにはいかない<sup>(33)</sup>」のであり、むしろ苦痛さえ感じる。なぜならば、この苦痛は、われわれが自然の法則に逆らった証拠であり、われわれにヨリ大きな災害を警告する監視人であって、災害の前兆であるからである<sup>(34)</sup>。だから、この苦痛は、まったく軽視されたり、あまりに我慢されるべきではない<sup>(35)</sup>。しかし、あくまでも「前兆」であるのだから、「修復できない損害を与える恐れのないかぎり」<sup>(36)</sup> 性急に除去される必要もない、といえる。

ロックにあつては、この自然の法則に逆らいつつある、まさにその時点で生じる苦痛に耐えることが鍛練に通じる<sup>(37)</sup>、とされる。これは、先の第一の方法とはまったく逆な、一見矛盾した方法であるかにみえる。しかし、ロックは、この矛盾を「幼少からの習慣による漸次的慣化」<sup>(38)</sup> によって解いている。

たしかに、「苦痛に耐えること」を一時に強制するこ

とはできない。だが、ロックは、これを幼少から実施し、「ゆるやかで感じられないほどの度合で」<sup>(39)</sup> 苦痛の強度を増加させていくことにより、身体を漸次的に慣れさせていくことが可能だ、とする。たとえば、人間の顔面は、「生れるときには、身体他の部分と同じ柔らかさ」<sup>(40)</sup> であったにもかかわらず、外部環境にたいして漸次的に慣化することにより、ついに、着衣を不要とするまでに強化となる。この場合、「顔を鍛練し……ヨリ耐えられるようにするのは慣れに外ならない」<sup>(41)</sup>。このように「自然は、もしわれわれが幼時から自らを習慣づけるならば、不可能とも思われる多くの物事を成就させうる」<sup>(42)</sup> のである。

この方法は、自然としての身体の法則に逆らう点において、第一の方法とは矛盾するかにみられた。しかし、逆らうためには、注意深い観察によって、身体の法則とその限界点がどこにあるかを知っていなければならぬ。そうでなければ、「修復できない損害を与える」ことになるからである。したがって、第二の方法においても、被鍛練者は、身体の法則の限界内でそれに服従しているのである。ここまでは第一の方法と同じである。相違は、

内部環境(=身体)と外部環境との関係において鍛練を意図している点である。被鍛練者の身体は、外部環境としての自然の法則にたいしても当然服従せざるをえない。ところが、ロックは、身体と外部環境との間に「漸次的慣化」の媒介項を置くことにより、後者を積極的に利用・支配して鍛練を行なおうとする。この意味において、第二の方法は、積極的な鍛練方法である、といえる。

ところで、この方法は、身体の鍛練になるばかりでなく、精神の鍛練にもなる。すなわち、「苦痛に耐えること」とは、「自然から生じる欲求」の充足を一時的に停止(suspend)することである。欲求が生じるたびに、それを充足させるのは、「災害」を未然に防止する点においては十分である。しかし、欲求がそのまま充足に結合する欲求体系は、それ自体動物的、あるいは感覚的欲求体系であって、自然に支配されている状態である。

『人間悟性論』(1690)によれば、このような欲求体系の中にあつて、それを一時的に停止することは、「精神が自由に欲望(Desire)の諸対象を考察し、あらゆる側面にわたつてそれらを検討し、他の欲望の対象と比較(43)考量する」機会をつくることである。この機会に、精神

の働きである理性は、感覚的欲求体系から解放され、自由に作用できうる。このことから、「苦痛に耐えること」の習慣は、身体鍛練になると同時に、「自分の理性に相談し、理性を役立てる」習慣をつけることになり、したがって、精神の鍛練となる。

いうまでもなく、ここにあらわれる理性とは、たんに精神の作用をあらわす概念であるばかりでなく、「ここから理性の時代、光明(啓蒙)の時代が、いな、歴史そのものがはじまるという、過去(封建時代とその解体にともなう混乱)への訣別の意識」(44)をもって、「旧時代の一切の不平等を排除するために、人間のうまれながらのちがいを否定して、人間性を白紙と考える態度」(46)をあらわす概念であった。それゆえ、理性は、「近代市民の生活原理」でもあった。ロックが紳士階級の子弟に鍛練を課すのは、この「光明の時代」にふさわしい人間を育成するためであった。

以上でみたように、『教育論』における身体鍛練の方法は、ロックの自然科学思想をその基盤とし、一方では、合理的かつ確実な身体育成方法として、他方では、その身体の主たる精神を育成する方法として、次代の紳士

階級に「健全な身体」と「健全な精神」とを同時に具備させる方法であった。

すでに何度か繰り返すように、『教育論』は、その直接の対象を紳士階級に限定していた。それゆえ、『教育論』全体を通じて、「紳士の天職に関することだけが彼(ロック引用者注。)自身の念頭にあり、彼の考察は、この排他性によって歪曲されなかったにせよ制限は受けていた<sup>(47)</sup>」とみることができる。

しかし、その排他性にもかかわらず、『教育論』の主要原理は、「あらゆる子どもたちに平等に適用されうる」<sup>(48)</sup>(傍点は原文イタリック。)とみることでもできる。アクステルは、その一つとして「子どもの発見(discovery of the child)<sup>(49)</sup>」の原理をあげている。たしかに、ロックの鍛練方法でもそのことが認められる。ロックが鍛練において、自然の法則を唯一の規準とし、それ以外のもの、すなわち両親の旧習と人為とから子どもの身体を自由にすることを推奨したのは、子どもを自然のままの引き出しの姿において把握していたからである。両親は、自然に従うことによって、子どもの身体に従うのである。これは、鍛練主体としての子どもを尊重することに外なら

ない。「子どもの発見」の思想が「子どもを親の所有物と見、奴隷以上の奴隷と見る思想から、子どもを人権の主体と見、その人格の不可侵の尊厳をみとめる思想<sup>(50)</sup>へ」と転換する児童観の結果であるとすれば、ロックは、『教育論』における鍛練方法において、「子どもの発見」をしている、とみななければならない。ここに、ロックの『教育論』のもつ一定の進歩性を認めることができる。

しかし、問題は、「平等に適用されうる」可能性ではなく、ロックが「平等に適用した」か否かである。ラスキによれば、「ロックにとっては、教育に関するかぎり、世界は、金持と貧乏人との二つの基本的な階級にすでに分たれていた。前者にとつては、それが国事においてであれ私的な業務の経営においてであれ、鍛練の目的は、支配のための能力(ability to govern)<sup>(51)</sup>である」といわれる。

ロックは、さきにも述べたように、『教育論』の公刊四年後、「貧民法」の改正に関与して、貧民救済処置の一つとして「労働学校」(Working School)<sup>(52)</sup>の設置案を作成した。その中で、彼は、「貧乏人」の教育と鍛練とに触れている。

そこで、次節では、『教育論』における鍛練方法がはたしてこの「労働学校」においても「平等に適用され」ているか否かをみて行くことにしよう。

- (1) 一六九一年、ロッキは、転地保養のため、ロンドンからエセクス (Essex) のオアズ (Oates) に居を移して三十九歳)。(Cranston, Maurice. 'John Locke, a biography'. London, 1957. p. 333)
- (2) 一六六六年、ロッキは、三十四歳にしてオックスフォード大学で医学と自然科学の研究を始め (ibid., p. 88)。<sup>1)</sup>一六六八年には、主治医としてアンソニー卿 (Anthony Ashley Cooper) の肝臓の外科手術を行なう卿の命を助けた (ibid., p. 113)。<sup>2)</sup>ロッキは、『教育論』に「きつぱ、身体鍛練方法がこゝらの研究と経験にまつて、その明らかなことである (cf. op. cit., Locke, § 29, pp. 136—137)。」
- (3) Locke, 'De Arte Medica,' 1669, op. cit., Bourne, Vol. I, pp. 222—227. に所収されつゝある。なお、こゝにこの研究としては、中村恒矩『ロッキの思想形成と自然研究——『医学について』を中心に——』(一橋論叢第四十九巻、第一号、六七—七七ページ)がある。
- (4) (5) ibid., p. 223.
- (6) ibid., p. 224.
- (7) (8) ibid., p. 225. ロッキは、この事実を証明する者として「耕作者、皮なめし工、鍛冶屋、製ハン工等々」を

あげている (ibid., p. 225)。<sup>3)</sup>ここからも、ロッキの医学観がたんなる実証主義の上になつただけでなく、実践可能な技術として医学を把握してゐることがわかる。

- (9) ibid., 227. なお、『教育論』にも同様の見解がみられる。健康にまつての問題は「医者が病児や病弱児に処置すべきことではなくて、両親が医薬の助けをかりずに彼らの子どもの健康な体質あるは少くとも病弱ではない体質を保護し増進するために行なふべきことなるべし」(傍点は原文イタリック。op. cit., § 4, p. 115)。
- (10) Bacon, F., 'The Works of Francis Bacon,' collected and edited by James Spedding, Robert Leslie Ellis and Douglas Denon Heath, in 14 Vols, new ed., London, 1875. Vol. IV, Translation of the philosophical works, 'The great instauration (Instauratio magna, 1620)', p. 32.
- (11) 中村恒矩『前掲書』七四ページ。
- (12) 前掲拙稿『三九—四〇ページ』。
- (13) op. cit., Locke, § 4, p. 116.
- (14) ibid., § 107, pp. 208—209.
- (15) ibid., § 5, p. 116, § 9, p. 121.
- (16) ibid., § 7, pp. 117—118.
- (17) ibid., § 22, p. 133.
- (18) (19) ibid., § 12, pp. 123—124.
- (20) ibid., § 11, p. 123.

- (21) *ibid.*, § 29, p. 136.
- (22) ヲノロー、前掲書『一三三三〜。なま、これに、トマ  
ニー、Hist. MSS. Comm., MSS. of the Duke of Port-  
land, Vol. IX, p. 5 有りて用した文章である。
- (23) 田中。『なま、だ、トマニー、De Republica Anglo-  
rum (ed. L. Alston, 1906), pp. 39—40 有りて用した文  
章である。
- (24) *op. cit.*, Locke, § 15, p. 128.
- (25) *ibid.*, Axtell, p. 128, n. 1.
- (26) *ibid.*, Locke, § 7, p. 120.
- (27) *ibid.*, § 15, p. 128.
- (28) ヲノロー、前掲書『三三三—三三三〜。』
- (29) *op. cit.*, Locke, § 4, pp. 115—116.
- (30) Spencer, Herbert, 'Essay on Education', introduc-  
tion by Charles W. Eliot, Everyman's Library, p.  
140. (堀秀彦訳『ヌマンサー、教育論』河出書房新社、世  
界大思想全集、第九卷、三三四〜。)
- (31) *ibid.*, p. 140. (邦訳『三三四〜。』)
- (32) *ibid.*, p. 149. (邦訳『三三三〜。』)
- (33) *op. cit.*, Locke, § 107, pp. 208—209.
- (34) (35) (36) *ibid.*, § 107, p. 209.
- (37) *ibid.*, § 107, p. 209.
- (38) 「欲」の機能について、前掲拙稿『三六一—三三三〜  
〜参照。
- (39) *op. cit.*, Locke, § 7, p. 119. なま、この表現は、§ 94,  
pp. 193—195, § 115, pp. 220—221, § 115, p. 225, § 137,  
p. 242, § 180, p. 291. にもある。
- (40) (41) *ibid.*, § 5, p. 116.
- (42) *ibid.*, § 5, p. 117.
- (43) The Works of John Locke, a. new ed., corrected,  
in ten Vols. London, 1963. 'of Human Understanding'  
Book II, ch. 21., of power. Vol I, § 47, p. 267. なま、こ  
こに用いられる「欲望 (desire)」は、「欲求 (Want)」  
と同意である、と考えられる。すなわち、同書によれば、  
人間の意志決定によって「同じ状態あるいは行為を継続さ  
せるための動機 (Motive) は、ただひとつ、現在それに満  
足していることである。変化のための動機は、常に何らか  
の不安 (uneasiness) である」(*ibid.*, § 29, p. 252.)。この  
不安とは、「存在しなう善 (good) を欲求することから起  
る精神の不安」(*ibid.*, § 31, p. 254.) であり、これは「欲  
望」と呼ぶべきものである。飢餓、渴その他の自然の欲望  
がこれにあたる (*ibid.*, § 34, p. 255.)。このように、「欲  
求」とは、欲望の対象が欠如して、いる状態のことであり、  
「欲望」とは、その欠如からくる不安のことであるのだから、  
両者は、同一の事柄の原因と結果である、と考えられ  
る。
- (44) *op. cit.*, Locke, § 107, p. 210.
- (45) (46) 高島善哉、水田洋、平田清明、『社会思想史概論』

岩波、昭和三十七年、五六ページ。

- (47) Quick, R. H., 'Some Thoughts concerning Education by John Locke', with introduction and notes by R. H. Quick, Cambridge Univ. Press, 1934, p. 52.
- (48) op. cit., Axtell, p. 52.
- (49) *ibid.*, p. 69.
- (50) 梅根悟、前掲書、八ページ。
- (51) Laski, op. cit., p. 91.
- (52) 「労働学校」については、五六ページ参照。

「労働学校」における身体鍛練方法

イギリスでは、共和政治時代のすぐ後に続く後期ステュアート治世の無秩序時代を一貫して、貧民 (Gauger) が著しく増大していた。とりわけ、一六九二年から一六九九年にいたる周知の「不毛の七年」間に、貧民は、増加をきわめた。<sup>(1)</sup> その数は、総人口の五分の一、すなわち百万人以上に達した。<sup>(2)</sup> といわれる。当時、これらの貧民の救恤金は、教区民 (the parish) の負担とされていた。<sup>(3)</sup> 当然、貧民の増加は、教区民の負担増となり、それを規定している「貧民法 (Poor Law)」にたいする不満を惹き起こした。ロックは、「貿易植民地委員」としてその

不満を解消すべく「貧民法」改正に努力し、新たな貧民救済処置の一つとして「労働学校」の設置を提案した<sup>(4)</sup>。(一六九七年)。

その提案によれば、各教区に「労働学校」を設置し、「教区の救済を必要とするすべての子どもたち、すなわち三歳以上十四歳以下の年齢でありながら、両親と一緒の家庭で生活をしており、貧民救済役員 (overseer of the poor) からの手当てで生計を確保しているため就労していない子どもたちは、この学校へ行くことを義務づけられる」とされている。彼らは、そこで羊毛マニファクチュアに関連した紡績、織物等の生産労働に従事させられ、「幼少時から仕事に慣れさせられ (inured) せよ」。

ロックは、このような救済処置をすることにつきの利点をみだしている。それは、まず、「貧民の子どもの食物と教育 (teaching) とが教区民に少しの負担もかけない」ところにある。つぎに、それらの子どもは母親にとつて、「家庭外に仕事をさがしにいく自由」を与え「彼女らの労働が完全にそう失ってしまう」ことを防止する利点がある。さらに、貧民の子どもにとつて、「近隣たちが彼らを救済する慈悲心をもたない場合、彼らが飢死

する」ことを防止できる。

このように、「労働学校」は、できるだけ負担を軽減し、安価に教育を行なおうとする意図が含まれている。

ここに『教育論』との第一の相違がみられる。紳士階級の教育において、ロックは、教育が「投資」であって、それになりたいする出費の多少を問題にすべきでない、としている。<sup>(11)</sup> ロックは、学校での多人数教育に否定的であった。<sup>(12)</sup>むしろ、「子どもが良い環境の中で、適切な家庭教師によって鍛練される」ことを仮定していた。しかし、「適切な家庭教師」のもとで鍛練させる経済的余裕のある者は、キングの統計から推測しても、総人口のうち、わずかに数パーセントを出なかつた。<sup>(14)</sup>このように、鍛練方法の相違を検討する以前に、すでに教育の経済的条件において、「労働学校」では『教育論』の諸方法が適用されえなかつたことがわかる。

第二の相違は、「労働学校」において、各種の強制がなされていることである。まず、貧民の子どもは、「学校へ行くことを義務づけられ」鍛練の場に入ること自体を強制される。つぎに、学校内での生計を確保するために労働が強制され、学校からの逃亡を防止するため「し

たたかムチで打たれ、夕方まで作業につかせ続け」<sup>(15)</sup>られる。紳士階級においては、このような強制は、「奴隸的な氣質を作る」<sup>(16)</sup>ものとされた。『教育論』の鍛練方法は、自然の法則のみに従うことが最も合理的かつ確実な方法である、と一貫して主張されてきた。そのことが「子どもが発見」である、と認められたのである。ここでは、その原則がまったく解除されている。まさに「理性的人間」を育成する方法から「奴隸的人間」を形成する方法へと転化しているのである。

さらに、第三の相違は、右と関連して、「労働学校」においては、幼少時から一定の仕事を労働として課していることである。拙稿「レクリエーションの機能」でみたように、ロックは、身体の鍛練になるすべての活動を労苦(Labour)として課してはならない、としている。なぜならば、そのような労苦にたいして「子どもたちの精神も身体も耐えられない」からであり「彼らの健康を損う」からである。<sup>(17)</sup>ところが「労働学校」では「彼らが当然でできるだけの仕事が各人に要求される」<sup>(18)</sup>しかも、それは、彼らの鍛練のためではなく、「(労働学校)創設に投資された)教区民の負担がすぐにも剰余を伴って償還」

されることを意図して教区民の実利のために課せられるのである。仮に、その苦痛を伴う仕事が自然の法則に逆らう意味において、「欲求の停止」をもたらし、「精神の自由」を生むとしても、そのこと自体が目的とされているのではないから、「自分の理性に相談し、理性を役立てる」間もなく、つぎつぎと仕事が強制されていく。

ここでは、二・三の点を比較したにすぎないが、これらは、いずれも『教育論』における鍛練方法を貫く基本原則である。しかし、これらの基本原則は、「労働学校」において、すべて解除され、無視されている。反対に、『教育論』の基本原則を解除することそれ自体が「労働学校」の基本原則となっている、とさえみられる。

この相違は、ロックが『教育論』の「献辞」で「それぞれの身分に応じて、若者を鍛練(training)する方法」のあることを示唆し、多くの身分のうちでも紳士が「残りのすべての者たちにたいして秩序をもたらし<sup>(21)</sup>」として「いるところから生じている、と思われ。すなわち、紳士階級の教育(education)は、「商業社会の苛烈な競争」に勝ち残り、秩序をもって支配できる能力を育成するのであり、労働者の「身分」にある者の教育(teaching)

は、その支配に服従できる能力を形成するのである。ロックは、「労働学校」で貧民を鍛練することにより「子どもたちは、ずっと良く秩序が保たれ……その後の彼らの生活すべてにわたって、彼らをまじめに、勤勉にするため少なからず成果をあげる<sup>(22)</sup>」としている。したがって、支配に服従できる能力とは、強制のもとで「まじめに、勤勉に」労働する能力に外ならない。このことは、「労働学校」を卒業するにあたって貧民の子どもが置かれた立場をみれば明らかである。すなわち「それぞれの小行政区(Hundred)の手工業者たちは、彼らの気に召すどんな年齢の少年であれ連れて行き、二十三歳まで彼らを拘束しておくことができる<sup>(23)</sup>」。また、大土地所有者も同様の条件で彼らを農耕年季奉公に置くことができる。さらに、満十四歳になってもこれらの年季奉公に受け入れられない場合、「毎年、各行政区の救貧委員(guardian of the poor)のイースター会議で、その行政区の中で最も面積の広い土地をもっている紳士、郷士(yeoman)、自作農(farmer)たちの年季奉公人とされる<sup>(25)</sup>」。

以上からわかるように、「労働学校」における鍛練は、労働力を強化することにあつた。しかも、その労働力は、

紳士階級が自由に支配し、利用できうるものであった。一方において、あらゆる人為を排除し、鍛練主体の尊厳を守ることが強調され、他方において、鍛練の結果である労働力だけが重視され、主体の尊厳は、無視されているのである。この二分された鍛練の方法を通じて、紳士階級は、ますます支配のための能力を増大させ、貧民は、被搾取物としての労働力を増強させられる。

ロックは、『教育論』において、健康を具備していることが「この世における幸福な状態である」としながら、結果としてそれを紳士階級の身体だけに適用している。このような結果が生じるのは、ロックの身体観に原因がある、とみななければならない。すなわち、身体が労働とかわりをもつとき、その身体をどのような存在として認めているか、そこに紳士階級の身体と貧民の身体との差別を認めているのではないか。ロックの身体観は、原理的に、この「差別」を認めている、と思われる。そこで、次節では、ロックにおける労働と身体の関係から、彼の身体観をみていくことにする。

- (1) Fox Bourne, *op. cit.*, Vol. II, p. 376.
- (2) Trevelyan, G. M., 'English Social History, a study

of six centuries, Chaucer to Queen Victoria.' 3rd ed., London, 1946, p. 278.

(3)(4) *op. cit.*, Bourne, p. 376.

(5) *ibid.*, p. 383.

(6) *ibid.*, p. 384.

(7) *ibid.*, pp. 384—385. ここで注意したのは、ロックが貧民の教育にたいして 'teaching' の語を用いていることである。ここには、「何事かを強制的に仕込む」という意味で用いられている、と考えられる。

(8) (9) *ibid.*, pp. 381—2.

(10) *ibid.*, p. 384.

(11) *op. cit.*, Locke, § 90, p. 187.

(12) *cf. ibid.*, § 70, pp. 170—171.

(13) *op. cit.*, Laski, p. 90.

(14) 当時、家庭教師を一人雇用するのには二〇ポンドを要した (Axtell, *op. cit.*, p. 188, n. 1)。一六三〇年代におおつた、大学の文学士 (Bachelor of Art from the University) を家庭教師にするため、年間わずか一〇ポンドで契約を結ぼうとする者は、「最も卑しく馬鹿化した俊約」きいた」と称された (Peacham, Henry, 'Complete Gentleman' 1634, with an Introduction by G. S. Gordon. Clarendon, 1906, p. 31)。

キントンの推計的統計によれば、一六八八年において、年取一〇〇ポンド以上あり、右のとき家庭教師のための経

済的余裕があると思われる者は、イングランドの全人口約五百万人のうち、わずかに三十数万人にすぎなかった (op. cit., Trevelyan, p. 277. における Gregory King の統計表参照)。

- (15) op. cit., Locke, p. 381.
- (16) op. cit., Locke, § 50, p. 150.
- (17) *ibid.*, § 149, p. 256.
- (18) op. cit., p. 385.
- (19) *ibid.*, p. 385. 同じからわかるように「労働学校」は、一種の公営マニファクチャブーの性格をもっていた。いわゆる「慈善学校 (Charity School)」との区別もここにあるべきである。
- (20) op. cit., The Epistle Dedicatory, p. 112.
- (21) *ibid.*, pp. 112—113.
- (22) op. cit., p. 384.
- (23) (24) *ibid.*, p. 385.
- (25) *ibid.*, p. 386.
- (26) op. cit. Locke, § 1, p. 114.

『統治論』におけるロックの身体観

ロックは、『統治論』第二篇第五章において、労働による所有権 (Property) 設定の経緯を扱っている<sup>(1)</sup>。彼は、そこで、労働をつぎのように定義している。すなわち、

人間は、生命を与えられているかぎり、自然の生産する果実、野獣などを利用して、自らの生命を保存する権利 (a right to Preservation = 自己保存権) をもつ<sup>(2)</sup>。ところが、それらの自然の産物は、「自然のおのずからの営みによって産み出されるものであるから人類に共同に帰属する (belong to Mankind in common = 共同所有)」<sup>(3)</sup>。したがって、各人は、自己保存権を行使し、この共同所有物を利用するために、その前提として、何らかの方法で共同所有物の一部を自己の所有物として専有する手段 (a means to appropriate) をもっている必要がある<sup>(4)</sup>。この専有手段が労働である。つまり、ロックにあっては、労働とは、共同所有物にたいして私的所有の権利を設定する行為なのである。

同章におけるロックの主題は、この労働を通じて所有権を設定することが「共同所有者全員の明文による協約 (express Compact) が皆無であつても<sup>(5)</sup>」可能である根拠を求めるところにあった。いわば、ロックは、労働の生産物にたいする所有権が自己保存権と同様に自然権として保障されていることを論証しようとしたのである。このロックの論証、および『統治論』全体における所有

権の意義については、従来から、ロックの財産論、国家論研究の対象とされてきた<sup>(6)</sup>。しかし、鍛練論の立場からみて、このロックの論証過程に、鍛練の対象となる身体と労働との関係から、彼の特徴的な身体観を認めることができる。

ロックによれば、「協約が皆無であつてもなお」所有権が設定されうるのは、労働が各人の固有な所有物である身体の行為に外ならないからである。すなわち、「人は誰でも自分自身の身柄(Person)のうちに一つの財産(Property=所有権)をもっている。これにたいしては、自分自身以外には誰も、いかなる権利をももっていない<sup>(7)</sup>」。その財産とは、身体、労働(Labour of Body)、および手の作業(Work of Hands)を指す<sup>(8)</sup>。各人がこの自己の財産である身体の働き(Actions)をもつて共同所有物に一定の加工を施すとすれば、その結果として得られる生産物にたいして、各人は、「自分自身の財産を付加した<sup>(9)</sup>」という理由から所有権を主張できる。ロックはこのことを「泉を流れる水は誰のものでもある。けれども、水差しの中の水はこれを汲み上げた人のものでしかない<sup>(10)</sup>」という比喩をもつて説明している。

この論証を通じて、ロックは、生産物にたいする排他的独占権を設定する必要条件として身体とその働きとに絶対不可侵の権利を認めている。『教育論』では、まず、自然の法則を唯一の法則として、あらゆる外的な抑圧と支配とから身体を隔離、遮断することが鍛練になるとされた。さらに、身体を鍛練することが「仕事と幸福とに必要である<sup>(11)</sup>」とされた。その理由はここから明らかになる。すなわち、鍛練により、各人の固有の財産である身体とその働きが強化される程度に応じて労働の生産物が増大し、その享受が各人を「幸福」に導くところとなるからである。身体とその働きとが他人の支配下にあつては、この「幸福」に到達しえない。したがって、彼が自然の法則に従ふことにより「子どもの発見」をしているのは、たんに子どもの「人格」を認めているからだけではなく、ヨリ具体的に私的所有物を享受しうることを目的として、根源的に解放されている身体を育成しようとしていたからである、と考えられる。人間の身体とその働きとが他人のあらゆる干渉と侵害とから自由であり、結果としてそれらを共同体の拘束、封建的・身分的拘束から解放することを意図していた、と

いえる。城丸章夫氏の言葉を借りれば、ロックは、「私の身体は私のもの」であるから「私の完全な支配に服さなければならぬし、服させることができる」という「身体の私事性」を認めていた。<sup>(12)</sup>しかし、ロックにあっては、その私事性がそのまま「自由な商品としての身体あるいは労働力としての身体の自由な売買」<sup>(13)</sup>を意味していなかった。彼の労働定義からわかるように、身体の私事性は自己保存権の行使に伴って置かれている。そのため、ロックは、各人が自己保存に必要とする以上の生産をし、その生産物を利用しないまま腐敗させることを制限している。<sup>(14)</sup>彼の身体観は、このように、自給自足の経済を前提にしているのである。このかぎりにおいて、身体は売買の対象となりえない。また、このかぎりにおいてのみロックの身体観は、「解放の身体観」であった、といえる。

ところが、この「解放の身体観」は、ロックが先の労働による所有の理論を現実の市民社会において適用することにより、一定の条件をもった者にしか通用しえなくなる。その現実とは、「困い込み」である。彼は、ここで所有の対象を自己保存のための生活資料から「大地そ

のもの」<sup>(15)</sup>にまで拡大する。それが肯定されるのは、つぎの理由による。すなわち、「困い込みを行ない栽培を施した (cultivated) 土地—エーカーから生産されるもの量は、地味は同じでも依然共有の荒蕪状態にある土地—エーカーから産出されるものの量にくらべ、その一〇倍の多きに達する」という事実が示すように、土地の困い込みは、新たな作付品目と土地の改良とによる生産性の向上をもたらす。このように、土地の生産性の観点だけからみれば、一般に「労働をまたなければ土地が広いというだけではまずほとんど価値がない」<sup>(17)</sup>のであるから、労働によって土地を専有する人間は、「人類の共有財産を減少させているのでなく、かえってこれを増加させている」<sup>(18)</sup>。したがって、困い込みによる「大地そのもの」の所有は、他人の自己保存を側面から援助する、という理由で肯定される。

ところが、現実の困い込みは、トウニーがいうように、すでに大土地所有者である者たちが「不利な謄本小作人を満期になったときに追いだし」、あるいは共有地を「直営地」にすることによって遂行された。<sup>(19)</sup>困い込みにおいては、身体とそれの働きとに私事性をもっているだけで

なく、すでに、一定の「生産手段の所有者であるという条件」<sup>(20)</sup>が必要なのである。ロックは、現実の市民社会に「解放の身体観」を適用する際に「労働者が同時にその労働の生産物の主体でありうるような自由な労働の実現は、その前提にその労働の実現に必要な生産手段の所有が前提された場合にのみ可能となる」<sup>(21)</sup>ことを「暗黙のうち」に認めていた、といえる。したがって「解放の身体観」は、それ自体だけを見れば、手工業制度のもとで、わずかな商売道具以外に「遺産にも特権 (Preogative) にも依存しない労働者」<sup>(22)</sup>、あるいは売るべき労働力以外何物ももたない労働者にたいしても適用されうる、とみえながら、実は、大土地所有者である紳士階級だけに適用される身体観であった。

ところで、「解放の身体観」がこのような条件をもつ者だけに限定されたのは、つぎの点に原因がある、と思われる。すなわち、ロックは、労働による所有権の設定において、「身体」それ自体と「身体の働き」とを区別して、人間がその両者の所有者 (Proprietor) である、とした。労働の生産物は、それに「身体の働き」が付加されているからこそ労働する者の所有物となった。とこ

ろが、周知のように『統治論』では、「一定期間、彼の用役 (Service) を他人に売り、これと交換に賃金を受け取る」<sup>(23)</sup>契約のもとに、先の「所有者」が「召使 (servant)」にもなりうることを認められている。そこでは、「私の召使の刈った芝は、……私の財産になる」<sup>(24)</sup>とされる。ロックは、ここで「召使」の存在を認めることにより、労働の生産物にたいする所有権が他人に委譲されることを認めている。生産物は、「身体の働き」が付加されたものであるのだから、その際、「身体の働き」もまた委譲される。ということとは、ロックは、「召使」の身体について、その「身体の働き」を労働力商品とみなしその自由な売買を認めていることになる。

労働による排他的独占権設定の理論は、「身体」と「身体の働き」とに絶対不可侵の権利を認めることが必要条件とされた。しかし、「召使」においては、その同じ必要条件が労働の生産物を他人に奪取されるためのそれとして作用しているのである。その結果もたらされる事態は、明らかである。すなわち、すでに一定の生産手段をもつ者は、自己保存権に加えられている腐敗制限を越えて、他人の労働の生産物にまで所有権を拡大し、一定の

契約のもとに売るべき「身体の働き」以外何物もまたない「召使」は、自己保存のために生産した所有物までも奪取される。このような搾取Ⅱ被搾取の関係を可能にしたのは、「身体」と商品としての「その働き」とを区別したロックの身体観に外ならない。逆にいえば、ロックの身体観は、その区別に基礎を置いていたがゆえに、一方において、「解放の身体観」として、他方において、奪取の、あるいは「収奪の身体観」として二重性をまたざるをえないのである。

この二重性をもった身体観から『教育論』と「労働学校」とにおける鍛練方法をみると、両者の方法が相違しているのも当然であることがわかる。すなわち、先の「召使」が日雇労働者であり、「労働学校」の対象となつた貧民を指し、また、その雇用主が紳士階級にあたることは、今までの論述から容易に判断できる。前者は、もっぱら売られるべき「身体の働き」を強化することが鍛練目標とされ、「イースター会議」において紳士階級が「まじめに、勤勉に」労働する年季奉公人が得られれば、十分にその目標が達せられる。だから、鍛練の方法もまた、「理性的人間」を育成するのではなく、たんなる

商品としての「身体の働き」を鍛練し、その価値を高めればそれでよかつた。後者の紳士階級は、その商品を収奪し支配する「人間」となる必要がある、そのために、もっとも人間らしい鍛練を受けなければならなかつた。

このように、ロックの身体観は、すでにその基礎において、貧民と紳士階級とを明確に「差別」するものであつた。そして、この「差別」が身体観の二重性にあらわれた。しかし、この「差別」と二重性とは、イギリスの紳士階級の経済的支配を強化し、階級的秩序をますます強固にする点において、まさに一つのものとなる、と考えられる。それゆえ、仮に『教育論』の鍛練方法に「あらゆる子どもたちに平等に適用されうる」部分があるとしても、紳士階級が教育と鍛練とに主導権をもっているかぎり、それは、常に階級的な利益を導く手段になりさがつてしまう。

- (1) John Locke, 'Two Treatises of Government', a critical edition with an introduction and apparatus criticisms by Peter Laslett, 2nd ed., Cambridge Univ. Press, 1967, pp. 303—320. なお、引用は、鈴木秀勇訳、世界大思想全集、第八巻、河出書房、昭和三十年による。
- (2) *ibid.*, § 25, p. 303. (邦訳、六六一六七ページ。)

- (3) *ibid.*, § 26, p. 304. (邦訳「六七ページ」)  
(4) *ibid.*, § 26, p. 304. (邦訳「六七ページ」)  
(5) *ibid.*, § 25, p. 304. (邦訳「六七ページ」)  
(6) 本稿では、この観点からの研究書として、田中正司『ジョン・ロック研究』未來社、一九六八年、および平井俊彦『ロックにおける人間と社会』ミネルヴァ書房、一九六四年等を参考にした。とくに田中氏の論文については、第二部第三節「ロック財産論の意図と構造の二重性」の部分から本稿で取り扱う「身体観の二重性」の発想を得たことをお断りしておく。  
(7) (8) (9) *op. cit.*, § 27, pp. 305—306. (邦訳「六七—六八ページ」)  
(10) *ibid.*, § 29, p. 307. (邦訳「六九ページ」)  
(11) *op. cit.*, Locke, § 3, p. 115.  
(12) 城丸章夫『現代教育学』第十四巻、岩波、一九六二年、一二ページ。  
(13) 同上書、一二三ページ。  
(14) 「物が腐敗しないうちに、どんな便益でも、とにかく生活上の便益が加えられるように利用できる限度、この限度については、人間誰でもが、自分の労働によって固定できるのである。これをこえたものは、たとえなんでも、彼の分前以上のものであり、本来他人に帰属するものである」(*op. cit.*, § 31, p. 308. 邦訳「六九—七〇ページ」)。「私たちに所有権を与える、その同じ自然の法が、またそ

- の所有権の限界をも定めてやる」(*ibid.*, § 31, p. 308. 邦訳「六九ページ」)  
(15) 「しかしながら、所有権の主眼は現在では、大地に生ずる果実や、大地に生きてゐる獣ではなく、他のあらゆるものを包含した伴っているものとしての大地そのもの(Earth it self)である」(*ibid.*, § 32, p. 308. 邦訳「七〇ページ」)。  
(16) *ibid.*, § 37, p. 312. (邦訳「七三ページ」)  
(17) *ibid.*, § 36, p. 311. (邦訳「七二ページ」)  
(18) *ibid.*, § 37, p. 312. (邦訳「七三ページ」)  
(19) トゥニー、前掲書「三三—三四ページ」。  
(20) (21) 田中正司、前掲書「二四七—二四八ページ」。  
(22) Veblen, Thorstein, "The Instinct of Workmanship, and the state of the industrial arts." New York, 1914. pp. 234—235.  
(23) *op. cit.*, ch. 6, § 85, p. 340. (邦訳「一〇〇ページ」)  
(24) *ibid.*, ch. 5, § 28, p. 307. (邦訳「六六—六九ページ」)。  
おわりに

で重要な示唆を与えている、と考えられる。一九六四年以来、わが国では、いわゆる「国民体力づくり」の必要がとねえられてきている。それは、「時代がかわろうと、思潮が変化しよう」と、かわることのないのは、からだ「基本」であり、「人間はつねに、どんな環境の下でも生き、働き、生活を享受しうる「からだ」を備えていなくてはならない」、「つねに人間は自然の中に生きる能力を保持していなくてはならない」(いづれも、猪飼道夫『体育の科学的基礎』東洋館出版社、昭和四十年、七一ページより)という主張に代表されるごとく、きわめて一般的・抽象的な「人間」の次元でとねえられている。しかし、現代において、しかも今日、なぜことさらに「体力」が重視されねばならないのか、それを明確に把握しておかなければならない。ロックの鍛練論を通じてみるならば、「国民体力づくり」の必要は、「自然の法則」に反し

て大多数の者が身体を酷使されている事実と、「体力」を労働力、軍事力として意図的に利用しようとする体制がロックの時代以来継続しているところから生じた、と考えられる。

本稿では、ロックの鍛練論と身体観にのみ触れてきた。しかし、ロックは、スポーツの問題をレクリエーションの範疇に入れて扱っている。このスポーツは、後にイギリスのパブリック・スクールにおいて、紳士階級の必須の素養であるともなされたように、紳士階級ときわめて密接な関係をもっていた、と考えられる。そこで、『教育論』において、スポーツがどのような位置づけをされ、それがロックの身体観といかなる関連をもつのか等々を残された問題として別の機会に検討することにする。

(一橋大学助手)